

利 用 さ れ る 方 へ

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、わが国の製造業の実態を構造的に把握するとともに、生産活動に関する基本的資料を提供することを目的としています。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

(3) 調査の期間

平成22年1月1日から平成22年12月31日までの1年間の実績について、平成22年12月31日現在で調査したものです。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属するものを除く）を調査対象としています。

ただし、調査年の西暦末尾が0・3・5・8年にあたる年はすべての事業所が対象の全数調査、それ以外の年はすべての事業所から従業員数3人以下の事業所を調査対象から除いた裾切調査を実施しています。

また、「経済センサス－活動調査」の一環として、平成23年の工業統計調査はすべての事業所を対象に実施されることから、平成22年の工業統計調査については、本来であれば、全数調査を行うところ従業員数3人以下の事業所は「準備調査」のみを行い、「本調査」の対象から除いた裾切調査を実施しています。

(5) 調査の種類

工業統計調査は、調査対象を把握するための「準備調査」と、出荷額などを調査する「本調査」から構成され、「本調査」は事業所の従業員数によって、以下のように甲調査と乙調査の2種類に区分されます。

- ア 甲調査 従業者30人以上の事業所
- イ 乙調査 従業者29人以下の事業所

(6) 調査の方法

工業統計調査は、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあっては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計申告により行っています。

(7) 調査区域

平成22年12月31日現在の熊本市行政区域

(8) 調査の項目

巻末に添付した調査票甲、調査票乙の様式を参照してください。

2 製造業の定義

(1) 有機又は無機の物質に物理的・化学的变化を加えて新たな製品（半製品を含む）

を製造し、これを卸売業者・小売業者・産業用使用者（各種団体・会社・官公庁・病院・学校・旅館・工場・鉱山・建築業者など）等に販売するか、若しくは、同一企業内の他の事業所（同じ会社の他の工場・販売部・小売部等）に引き渡すものは製造業とします。

(2) 他の企業の所有に属する原材料に、(1)に掲げたような加工処理をして、加工賃を受け取る賃加工業も製造業とします。

(3) 修理を主とする事業所は、製造業とはならないが、船舶修理業、鉄道車両の再建造又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機のオーバーホールに従事する事業所については、過去1年間製造行為を行わなくても製造業とします。

(4) 各種機械製造修理工場で金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の加工と修理を行っている場合には製造業とします。

(5) 農家漁家（個人世帯）などで副業内職として購入原材料により常用労働者を使用して継続的に製造加工を行っている場合、また農家漁家などで自家採取の原材料を使用して同一構内にある工業作業所で常用労働者を使用して製造加工を行っている場合は製造業とします。

3 工業統計調査用産業分類

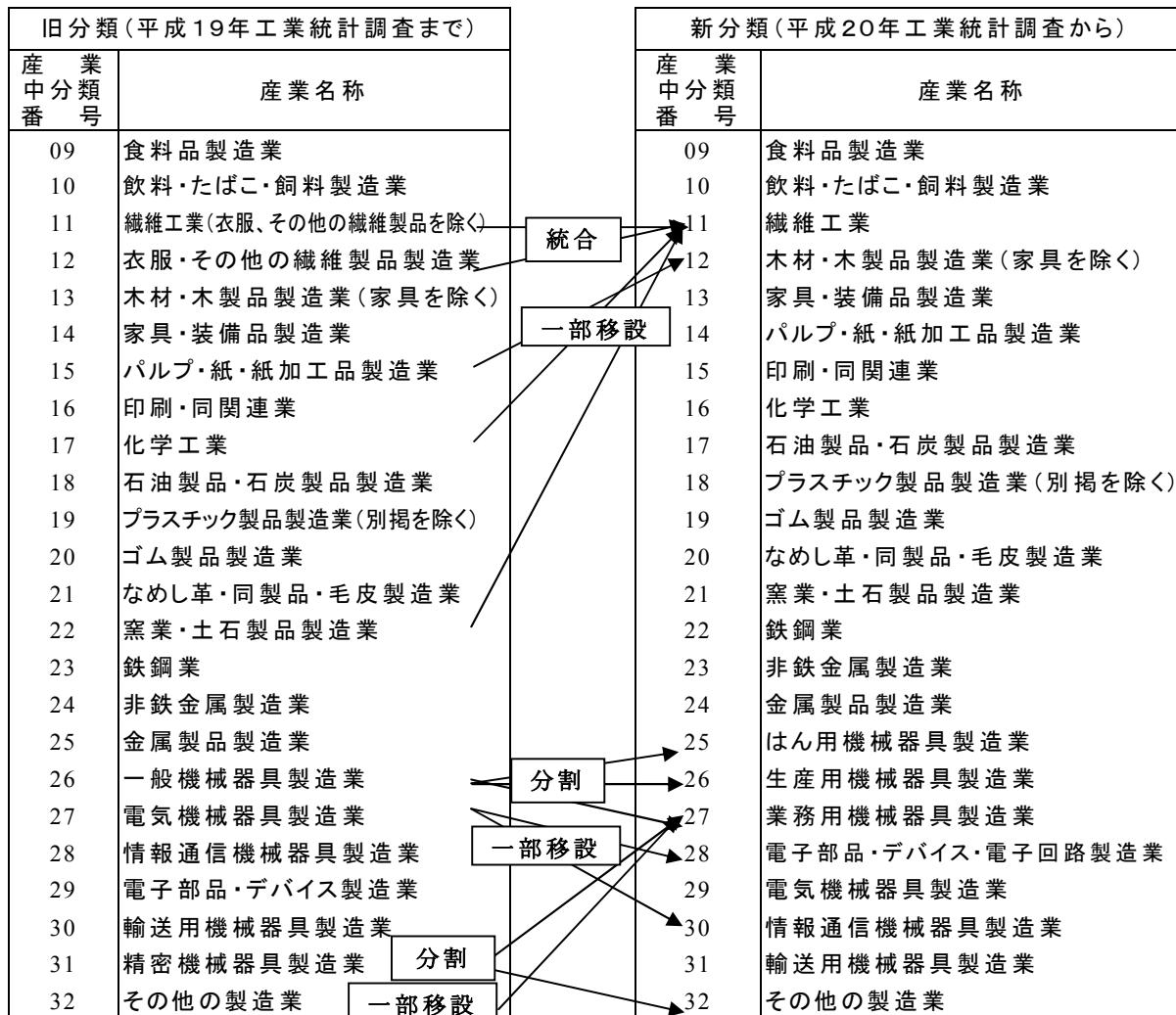
(1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については、次のとおりです。

工業統計用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務	326
プラスチック製板	1521	用品	
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ、扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
目盛りのついた三角定規	2739	洋傘・和傘・同部分品	3289
注射筒	2741	魔法瓶	3289
義歎	2744	看板、標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル、模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
がん具、運動用具	325	眼鏡	3297

(3) 日本標準産業分類の第12回改定(平成20年4月1日適用)に伴い、平成20年調査から新産業分類に基づき調査を実施しています。
主な改定内容は以下のとおりです。



※小分類の分類体系の改定については、巻末の「工業統計産業分類新旧対照表」をご参考ください。

4 集計事項の説明

(1) 事業所数

平成22年12月31日現在の数値です。

なお、事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

平成22年12月31日現在の数値です。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、ここでいう従業者数は臨時雇用者を除いたものです。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務に携わ

っていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含みません。

- ② 常用労働者とは、次のいずれかの者をいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。
- ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親会社からの出向従業者などについては上記に準じて扱う。
エ 重役・理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
オ 事業者の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- ③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

平成22年1年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及びその他の給与額との合計です。
その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等

平成22年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税を含んだ額をいいます。

- ① 原材料使用額
主要原材料・工場維持用の材料及び消耗品等で、実際に製造等に使用した総使用額で、下請工場等に支給した原材料の額を含む。
- ② 電力使用額
購入した電力の使用額をいい自家発電は含まない。
- ③ 委託生産費
原材料を支給して製造加工を委託した場合に支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ④ 製造等に関する外注費
生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑤ 転売した商品の仕入額
平成22年の1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成22年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額をいいます。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたも

の（原材料を他事業所に支給して製造させたものを含む。）を、平成 22 年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したものの（販売済みでないものを含み、平成 22 年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成 22 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、又は、受け取るべき加工賃をいいます。
- ③ その他の収入額とは、上記①及び②以外（例えば、転売収入（仕入れて、又は受け入れて、そのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

（6）製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

（7）有形固定資産の額

平成 22 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっています。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。
- ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

（8）リース契約額及びリース支払額

- ① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。
- ② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 22 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。
- ③ リース支払額とは、平成 22 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間総額をいい、消費税額を含んだ金額です。したがって、平成 22 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

（9）消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいいます。

(10) 推計消費税額

平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、その算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得額）を控除しています。

(11) 事業所敷地面積等

事業所の面積は、平成 22 年 12 月 31 日現在において事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。事業所の建築面積は、事業所敷地にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。

(12) 工業用水

事業所内で生産のため使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいいます。

5 主な算式

統計表中にある有形固定資産投資総額、生産額、付加価値額などについては、次の算式によります。

① 有形固定資産の投資総額

= 有形固定資産の取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額 - 減少額）

② 有形固定資産年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

③ 生産額（※） = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

※ 生産額は従業者 30 人以上の事業所のものであり、29 人以下の事業所については「製造品出荷額 + 加工賃収入額」の数値を生産額とみなす。

④ 付加価値額（粗付加価値額）

ア 従業者 30 人以上の事業所

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

イ 従業員 29 人以下の事業所

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

⑤ 付加価値率 = 付加価値額 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品の年末在庫額 - 半製品及び仕掛品の年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} × 100

⑥ 原材料率 = 原材料使用額等 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品の年末在庫額 - 半製品及び仕掛品の年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} × 100

⑦ 現金給与率 = 現金給与総額 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品の年末在庫額 - 半製品及び仕掛品の年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} × 100

⑧ 1 事業所あたり指標 = 該当項目 ÷ 事業所数

6 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

なお、この報告書中、産業中分類の名称は、別表のように省略しています。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次にその決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けを行います。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、中分類 22 鉄鋼業については、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものが 11 業種あります。

別表

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲 料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄 鋼	鉄鋼業
11 織 維	織維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木 材	木材・木製品製造業 (家具を除く)	24 金属製品	金属製品製造業
13 家 具	家具・装備品製造業	25 はん用機械	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機械	生産用機械器具製造業
15 印 刷	印刷・同関連業	27 業務用機械	業務用機械器具製造業
16 化 学	化学工業	28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機器	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	30 情報通信機器	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸送用機器	輸送用機械器具製造業
20 皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他	その他の製造業

7 利用上の注意

(1) 統計表中の記号は次のとおりです。

「-」該当がないもの

「0」「0.0」単位未満のもの

「△」マイナスのもの

「X」該当事業所が 1 ないし 2 事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したものです。

また、3事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は、「X」で表しました。なお、該当がない場合も内容秘匿のため「X」で表したものもあります。

- (2) 数値の単位は、統計表の左上に掲げ、単位未満は四捨五入を原則としています。
したがって、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合があります。
- (3) 本表は従業者4人以上の事業所について記載しました。
- (4) 平成16年から結果の公表の秘匿について、下記のとおり改正されました。
「集計結果を公表する場合は、2以下の事業所に係る数値は秘匿とし、3以上の事業所に係る数値であっても、個々の調査対象に関する事項が明らかにならないよう必要な措置をとらなくてはならない。
ただし、従業者数については秘匿を解除することができる。」
- (5) この報告書の数値は、本市において独自に集計したものであり、国や熊本県から公表される数値と相違する場合があります。